第五条第二項中「前項第一号から第四号の二までに規定する」を「前項第一号、第一号の二、第二号、第二号の二及び第三号から第四号の二までの」に、「当該各号に規定する」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「から第二号の二までに規定する」を「、第一号の二、第二号及び第二号の二の」に改め、同項第二号中「までに規定する」を「までの」に改め、同条第三項中「第一項第一号の二及び第二号の二に規定する」を「第一項第一号の三及び第二号の三の」に改め、同条第四項中「までに規定する」を「までの」に改め、同条第五項中「第二号の二まで、第五号及び第六号の」に、「第二号に規定する」を「第二号の」に改め、「及び単体総自己資本比率」の下に「をいい、第一項第一号の三及び第二号の三の「単体普通出資等Ｔｉｅｒ1比率」、「単体Ｔｉｅｒ1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体普通出資等Ｔｉｅｒ1比率、単体Ｔｉｅｒ1比率及び単体総自己資本比率」を加え、同条第六項中「第五号まで（同項第二号及び第二号の二を除く。）に規定する」を「第一号の三まで及び第三号から第五号までの」に、「当該各号に定める」を「第一号に規定する」に、「第三号に規定する」を「第三号の」に改め、「及び連結総自己資本比率」の下に「をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率」、「連結Ｔｉｅｒ1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項に規定する連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率、連結Ｔｉｅｒ1比率及び連結総自己資本比率」を加え、同項第一号中「、第一号の二及び第五号に規定する」を「から第一号の三まで及び第五号の」に改め、同項第二号中「までに規定する」を「までの」に改め、同条第七項中「第一項第三号の二に規定する」を「第一項第三号の二の」に改め、同条第八項中「まで（同項第四号の二を除く。）に規定する」を「まで（同項第四号の二を除く。）の」に改め、同条第九項中「第一項第四号の二に規定する」を「第一項第四号の二の」に改める。

第六条第三項中「に規定する認定」を「の認定」に改める。

第八条第二項中「に規定する様式」を「の様式」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「に規定する員外監事」を「の員外監事」に改める。

第十条の二第一項第一号の二中「及び海外拠点を有する信用金庫連合会」及び「及び信用金庫法第八十九条第一項」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の三　海外拠点を有する信用金庫連合会（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。）　国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ1比率及び連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ1比率及び連結Ｔｉｅｒ1比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十条の二第一項第二号の二中「及び海外拠点を有する信用金庫連合会」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の三　海外拠点を有する信用金庫連合会（第一号の三に規定するものを除く。）　国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ1比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ1比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十条の二第二項中「前項第一号から第四号の二までに規定する」を「前項第一号、第一号の二、第二号、第二号の二及び第三号から第四号の二までの」に、「に応じ」を「に応じ」に改め、同項第一号中「から第二号の二までに規定する」を「、第一号の二、第二号及び第二号の二の」に改め、同項第二号中「までに規定する」を「までの」に改め、同条第三項中「第一項第一号の二及び第二号の二に規定する」を「第一項第一号の三及び第二号の三の」に改め、同条第四項中「までに規定する」を「までの」に改め、同条第五項中「第二号の二まで、第五号及び第六号の」に、「第二号に規定する」を「第二号の」に改め、「及び単体総自己資本比率」の下に「をいい、第一項第一号の三及び第二号の三の「単体普通出資等Ｔｉｅｒ1比率」、「単体Ｔｉｅｒ1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体普通出資等Ｔｉｅｒ1比率、単体Ｔｉｅｒ1比率及び単体総自己資本比率」を加え、同条第六項中「第五号まで（同項第二号及び第二号の二を除く。）に規定する」を「第一号の三まで及び第三号から第五号までの」に、「当該各号に定める」を「第一号に規定する」に、「第三号に規定する」を「第三号の」に改め、「及び連結総自己資本比率」の下に「をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率」、「連結Ｔｉｅｒ1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項に規定する連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率、連結Ｔｉｅｒ1比率及び連結総自己資本比率」を加え、同項第一号中「、第一号の二及び第五号に規定する」を「から第一号の三まで及び第五号の」に改め、同項第二号中「までに規定する」を「までの」に改め、同条第七項中「第一項第三号の二に規定する」を「第一項第三号の二の」に改め、同条第八項中「まで（同項第四号の二を除く。）に規定する」を「まで（同項第四号の二を除く。）の」に改め、同条第九項中「第一項第四号の二に規定する」を「第一項第四号の二の」に改める。

第九十条第二項中「前項第二号に規定する」を「前項第二号の」に改める。

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第三条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号の二中「又は信用金庫連合会」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の三　海外拠点を有する信用金庫連合会　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ1比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ1比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第三十一条第一項第二号中「銀行、長期信用銀行又は」を「銀行若しくは長期信用銀行又は海外拠点を有しない」に改め、同条第二項から第七項までを次のように改める。

2　前項第一号、第一号の二及び第二号の「海外営業拠点」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年大蔵省令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。